

令和5年度学校いじめ防止基本方針

八戸市立湊中学校

1 いじめ防止基本方針

いじめ（冷やかしやからかい、ネット及びSNSを利用したもの、暴力行為に及ぶもの、物品や金銭の強要など）は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そこで本校では、いじめが行われたり、認識しながらも放置したりせず、全生徒と教職員が絆を大切にしながら一丸となっていじめ防止に取り組んでいくための基本方針を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの構造やその背景

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」、そしてこれらを取り巻く、はやしたてる「観衆」と見て見ぬふりをする「傍観者」の四層構造が考えられる。

②いじめの背景（原因）

いじめの背景として、対人関係の不得手・欲求不満耐性の欠如・思いやりの欠如・成就感、満足感を得る機会の減少・学力、進学に対する不安感・将来の目標の喪失など生徒の内面に関わる原因、少子家族の増加による人間関係スキルの未熟さ・親の過保護、過干渉による欲求不満耐性の習得不十分、親の価値観の多様化による協調性や思いやりの欠如、規範意識の欠如など家庭の問題としての原因、教師のいじめに対する認識不足、多忙感による不十分な人間的な交流などの学校としての原因が考えられる。

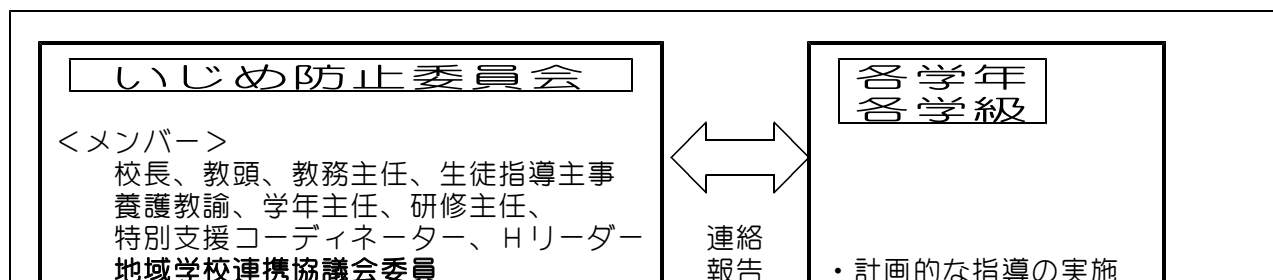
③いじめの一般的態様

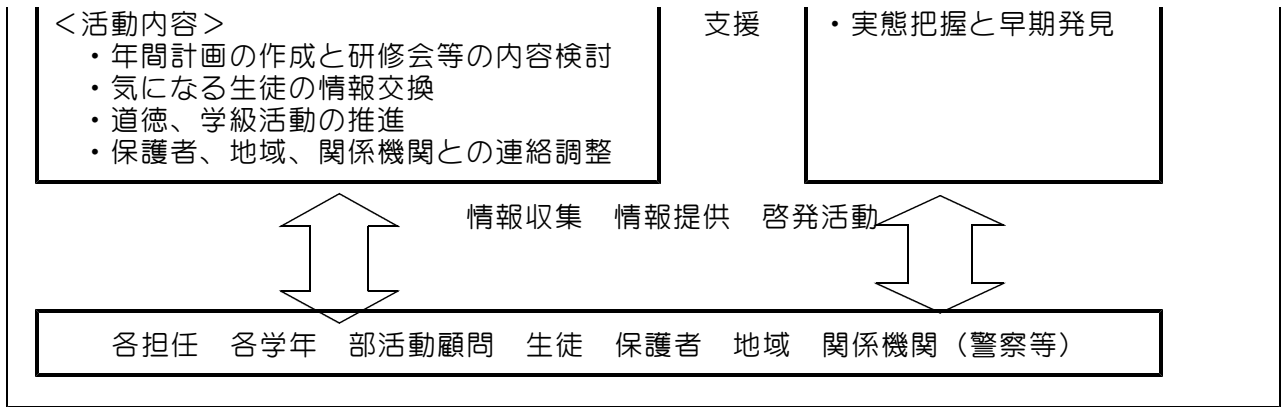
いじめの一般的態様として、以下のものなどが考えられる。
冷やかしやからかい・悪口や脅し文句・いやなことを言われる・仲間はずれ・集団による無視・軽くぶつかられたり、遊ぶフリをして叩かれたり、蹴られたりする・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる。

これらは、行為そのものが犯罪行為となる場合もあり、いじめから生徒を守るという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

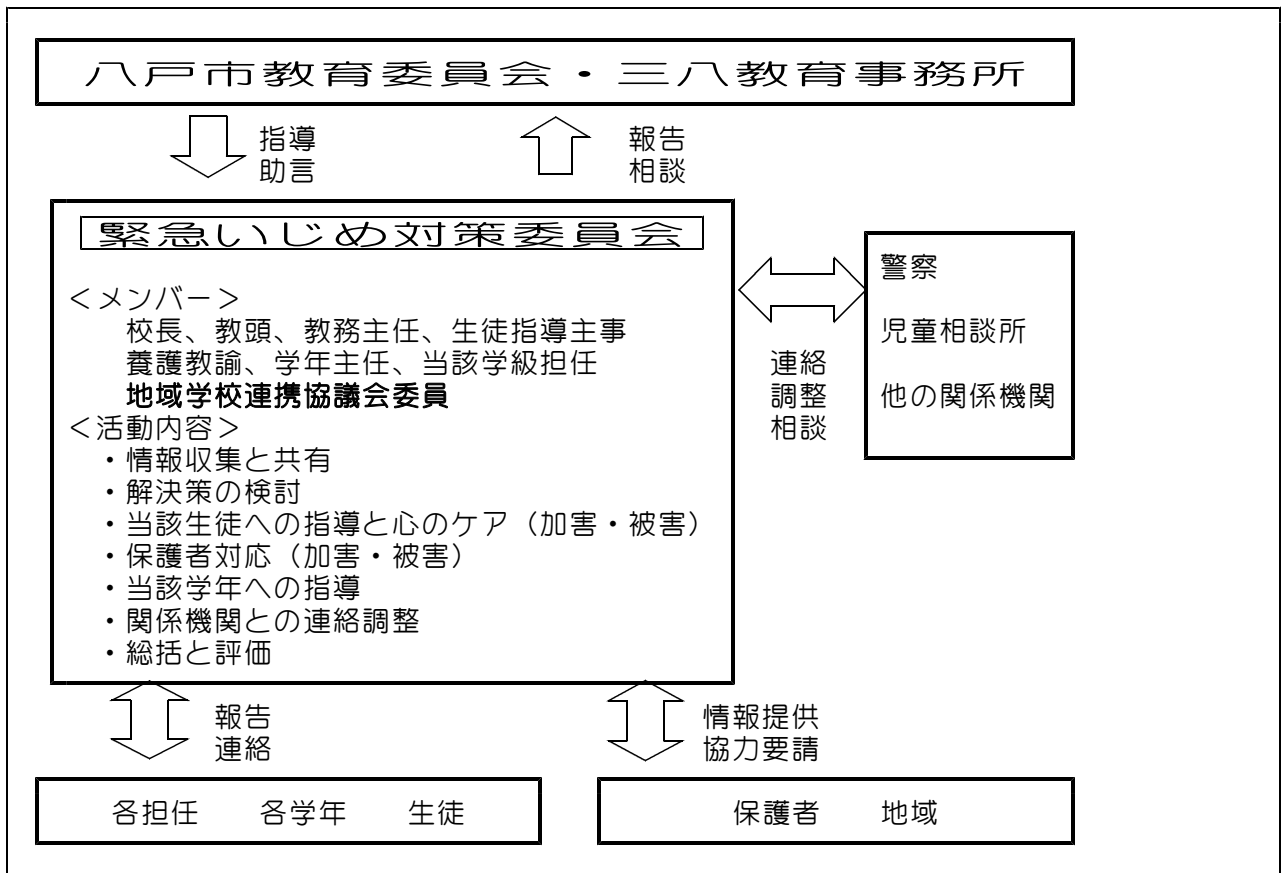
3 校内体制について

<平常時>

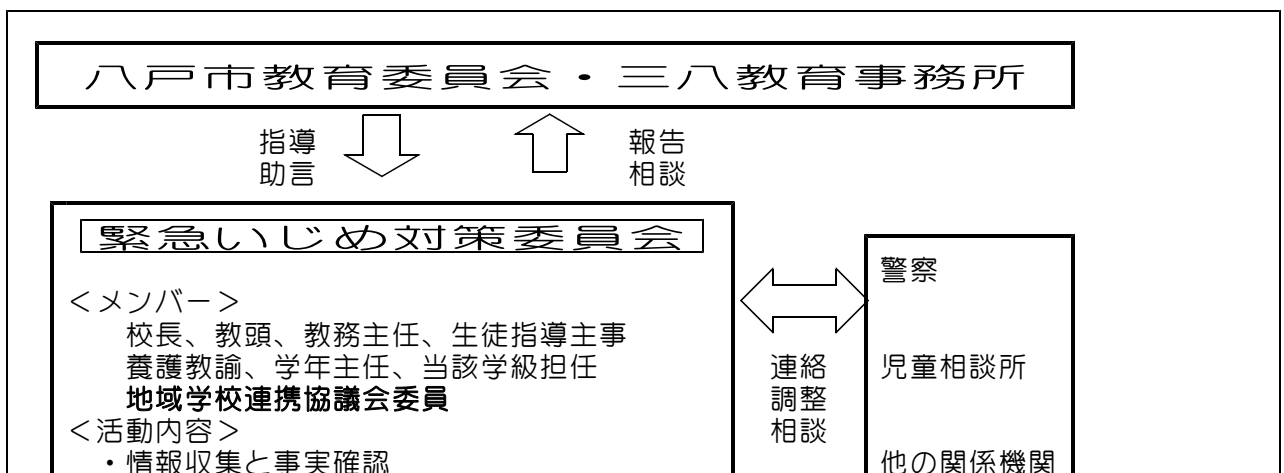


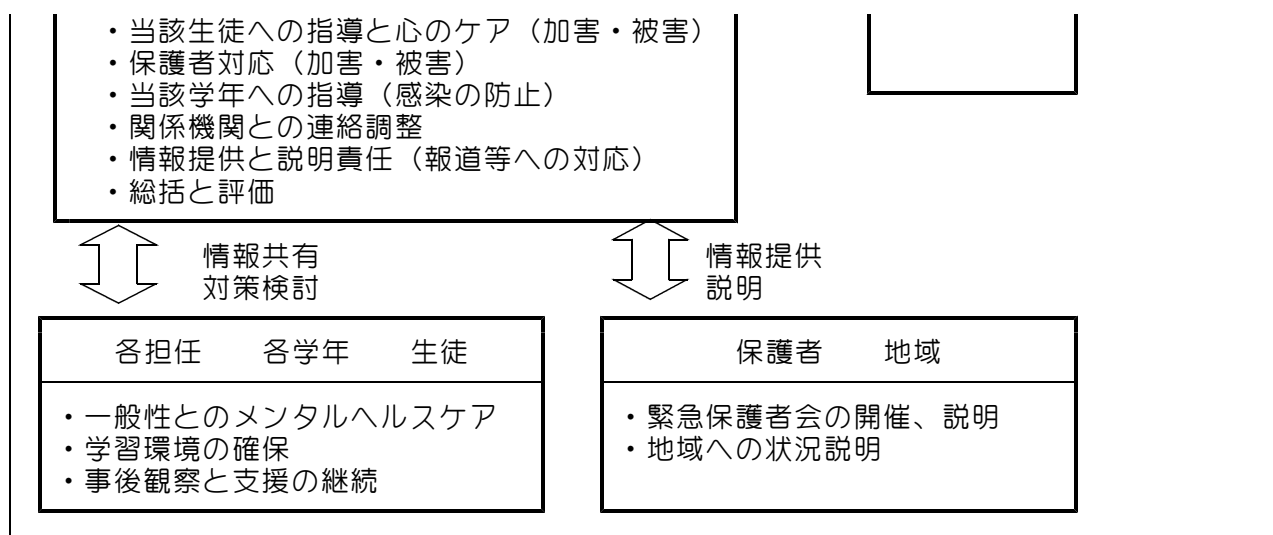


<いじめ発生時>



<重大事態発生時>





4 いじめの未然防止について

いじめには、暴力を伴ういじめと暴力を伴わないいじめがあり、暴力を伴わないいじめは、被害者・加害者が入れ替わりやすく、発見の遅れから事態の收拾に困難を擁することが多い。その間、いじめられている生徒は相当な苦痛を感じ、ときには生命の危機さえもある。いじめの早期発見のため情報収集に努めるが、それ以前に重要なのは、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。このことを全職員が十分に理解し、学級経営・学年経営・教科経営を行っていく。

(1) 学業指導の充実

わかる授業づくりのために、指導方法の改善や他の教員の授業参観、教材研究等、授業改善に取り組む。また、毎時間、全員の生徒に学習での自己有用感を高め、少しでも達成感や充実感を感じさせる居場所づくりとするために、授業においての話し合い活動を共通実践する。授業の約束を毎時間意識して指導することにより、授業規律の向上に努める。

(2) 道徳教育の充実

学年毎に道徳指導計画や資料を十分活用、吟味し、修正しながら年間時数を確保する。指導を通し、自他を尊重する態度や規範意識の涵養、人間の弱さと気高さについての理解を促進し、行動実践に結びつけられるよう全教育活動で道徳教育を推進する。各学年の道徳担当は、道徳主任を中心に、道徳教育が各学年で適切に推進されるよう、計画の修正や追加を行う。

(3) 人権教育の充実

生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通して、はじめて正しい人権感覚を身につけることができる。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

(4) 教育相談の充実

日常生活の中での教職員の声かけや生活ノートでのアドバイスなどを通して、生徒が日頃から気軽に相談できる環境づくりを進める。年間行事予定の中に教育相談週間をもうけ、生徒を対象とした教育相談を実施する。

(5) 情報教育の充実

インターネット等の使用について、保護者啓発や生徒対象の講話を実施する。個人情報や誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラル教育や指導を継続して行う。保護者に対しても具体的な実態をもとに「家庭でのルールづくり」について、啓発文書を配布する。

(6) 校内体制の充実

ハートフルリーダーを中心にいじめを防ぐため、日頃からいじめは絶対に許されないという意識、いじめを見逃さないという意識を高め、校内のモラル向上に励む。また生徒会を中心に、生徒集会等を利用して、生徒の力で湊中学校からいじめで苦しむ仲間を出さないこと、お互いを認め合うこと、支え合うこと、励まし合うことのできる集団作りを推し進める。一人一人の個性が輝く湊中学校の創造を目指して、「みなと憲章」を作成し、啓発していく。

(7) 保護者・地域との連携

学校から保護者・地域に積極的に情報を発信し、ともに育てていく意識と協力体制を醸成する。保護者との信頼関係を築くために、問題が起こったときだけの連絡、家庭訪問ではなく、生徒のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡するよう心がける。

5 いじめの早期発見について

いじめは、早期に発見することが早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させていく必要がある。

(1) いじめの早期発見のための手立て

①日々の観察

休み時間や昼休み、放課後のわずかな機会に生徒たちの様子に目を配る。「生徒がいるところには教師がいる」ことを目指し、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。

②生活ノートの活用

生活ノートのコメントに丁寧に対応し、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を取り合うことで信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を行い、迅速に対応する。

③アンケートの実施

定期考査毎（年5回）実施する。いじめをうかがわせる情報がある場合には、臨時にアンケートを実施する。

④教育相談の実施

日常生活のチャンス相談を基本とするが、定期的な教育相談週間を設けて教育相談を実施する。その後、保護者を交えての三者面談を行う。

⑤情報の共有

職員朝会、学年会議、主任会、職員会議を利用して、職員全体での情報共有を行い、配慮の必要な生徒に対する対応を共通理解・共同実践を図る。

(2) 相談体制の整備

生徒の相談窓口は原則学級担任であるが、教職員誰にでも相談できることを周知するとともに、相談内容によっては複数の教員が対応できるように普段から協力体制を築いておく。

①学年内の協力体制（担任と学年主任、担任と副担任、全員による役割分担等）

②学年を越えた協力体制

③部活動顧問の入った協力体制

いじめグループ早期発見のためのチェックリスト

◎いじめが起こりやすい、起こっている可能性のある集団

- 朝、いつも誰かの机が曲がっている
- 先生がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の生徒に気遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

◎いじめられている生徒

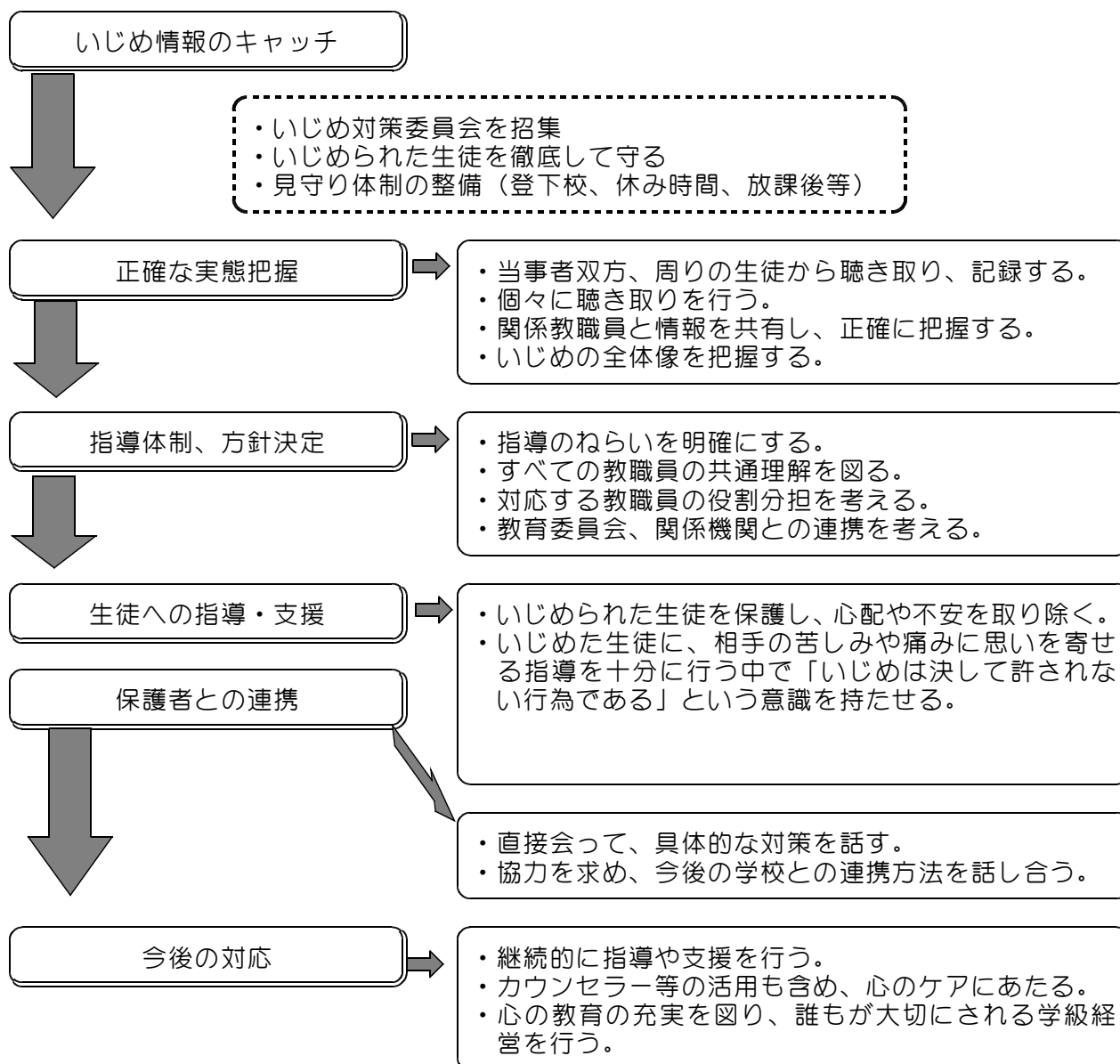
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻、欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをする
- 発言すると友達から冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 教職員の近くにいたがる

- グループ編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 食べ物にイタズラされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す

6 解決に向けた対応について

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが重要である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人出抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。また、再発を防止するために継続的に見守っていく。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめられた生徒に対して

①生徒に対して

- ・事実確認とともに、共感的な態度で心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

- ・必ず解決できる希望があることを伝える。
 - ・自信をもたせる言葉かけをするなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ②保護者に対して
- ・発見した当日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ・継続して家庭と連携をとり、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、小さなことでも相談する伝える。

(3) いじめた生徒に対して

- ①生徒に対して
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、背景にも目を向け指導する。
 - ・一定の教育的配慮（心理的な孤独感や疎外感を与えない）のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ②保護者に対して
- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

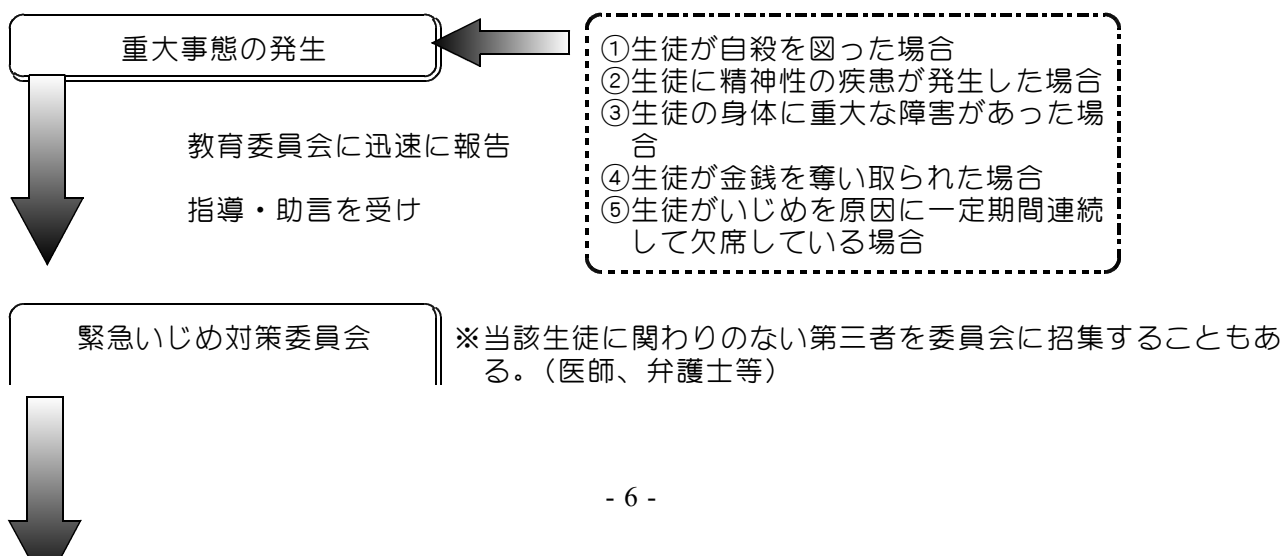
(3) 周りの生徒に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解する指導する。

(4) 関係機関との連携について

- ①教育委員会との連携 関係生徒への支援や指導に関すること
保護者への対応方法
- ②警察との連携 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
犯罪等の違法行為がある場合
- ③福祉関係との連携 家庭の養育に関する助言を受ける必要がある場合
家庭での生活環境の状況把握が困難な場合
- ④医療機関との連携 精神保健に関する相談
精神症状についての治療、指導・助言

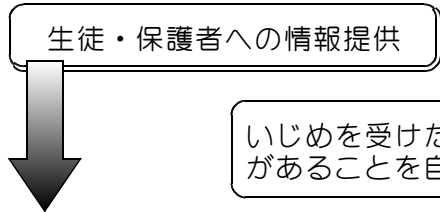
7 重大事態への対応について



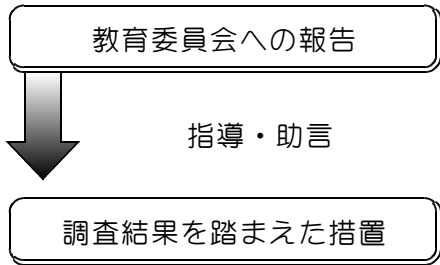


重大事態の調査

- ① 教育委員会の指導・助言を受けながら調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を実施し、事実関係を把握する。



いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、適切に情報を提供する。



- ① 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ② 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

8 評価

いじめの未然防止のために年間を通して実施してきた取り組みの効果を検証するために、生徒・保護者に対して「取組評価アンケート」を実施し、取組状況を検証する。アンケートの実施は、学校評価アンケートと同時期に行い、次年度の教育課程編成と併せて検証・改善を図る。

9 ネットいじめに対する対応について

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止のために

中学生には、携帯電話・スマートフォンは必要ない！（八戸市内共通指導）

※保護者参観日、学年懇談会、地区懇談会等を利用して保護者に啓蒙

情報モラルに関する指導（生徒）

- ① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
- ② 匿名でも書き込みをした人は、特定できる。
- ③ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性がある。
- ④ 一度流出した情報は、簡単には回収できない。

保護者に伝えること

- ①生徒のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行ってほしい。
- ②インターネットへのアクセスは、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するというトラブルに巻き込まれる危険性があること。
- ③ネット上のいじめは、他の生徒たちに深刻な影響を与える可能性があること。

(3) 早期発見。早期対応のために

- ①日々の観察や生活ノートへの記述など、生徒の態度の変化に敏感に反応する。家庭との連携を強化し、パソコンやゲーム機の取り扱いや態度の変化に関してもこまめに情報交換できる関係を築く。
- ②フェイスブックやツイッターなど定期的に検索し、職員間での情報交換・共有を図る。
- ③書き込みが発見された場合は、本人への指導と保護者への説明を行い、速やかに削除するよう指導する。